

自動体外式除細動器賃貸借契約 仕様書

1 物品及び数量

品名	メーカー	仕様	数量
自動体外式除細動器	日本光電	AED-3100	9
バッテリーパック	日本光電	SB-310V	9
使い捨てパッド	日本光電	P-740	18

- 2 事業内容 ポンプ車両で出向中において傷病者に遭遇した場合、救急自動車が現場到着するまでの間に効果的な救命処置を行うため、当該機器を賃貸借するもの。
- 3 契約期間 令和6年8月1日から令和11年7月31日まで
- 4 設置場所 富士山南東消防本部
- | | |
|-----------|------------------|
| 三島消防署 | 三島市南田町4番40号 |
| 北分署 | 三島市文教町2丁目1番32号 |
| 中郷分遣所(仮称) | 三島市中島85番地の14 |
| 錦田分遣所 | 三島市谷田294番地の1 |
| 裾野消防署 | 裾野市石脇515番地 |
| 伊豆島田分署 | 裾野市伊豆島田343番地の1 |
| 長泉消防署 | 駿東郡長泉町中土狩910番地の1 |
- 5 その他
- (1) 問題点が生じた場合は、必ず担当者と綿密に打ち合わせるとともに、誠意をもってあたること。
 - (2) 検収後に本体、付属品に欠陥が認められた場合は、賃貸人が修理又は交換し、その費用は賃貸人の負担とする。
 - (3) ガイドラインの変更があった場合の対応は賃貸人が行い、その費用は賃貸人の負担とする。
 - (4) 契約終了後の返却に係る費用は、賃貸人の負担とする。
 - (5) バッテリーパックの交換に係る費用は、賃借人の負担とする。
 - (6) 使い捨てパッドの補充に係る費用は、賃借人の負担とする。
 - (7) 中郷分遣所(仮称)については、開所後に設置場所として追加する。